平成２６年（フ）第２３８９号
札幌市中央区南８条西12丁目１番37号　ロピア812―105号
債務者　佐々木雅俊
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４０１号
札幌市西区山の手４条11丁目１番15―104号
債務者　畑山　政春（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４０２号
札幌市西区山の手４条11丁目１番15―104号
債務者　畑山　秀美
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１号
札幌市東区北45条東３丁目１番19号
債務者　冨澤　紀男
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９号
札幌市東区北23条東１丁目８番17―205号
債務者　國澤　泰樹
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４号
北海道石狩郡新篠津村第46線北12番地
債務者　佐々木恵子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８号
北海道北広島市輝美町７番地１　A14―401
債務者　若宮　勝二
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５５号
札幌市北区新川２条５丁目６番31号　ビリオネア新川103号
債務者　加藤たまき（旧姓淡路・枝澤・樋口）
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０号
岩手県岩手郡雫石町高前田136番地３
債務者　米内アサ子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第８号
山形県酒田市浜中甲286番地、前住所福岡県北九州市戸畑区中原西１丁目４番22―405号
債務者　三井　智代（旧姓望戸）
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第１１号
千葉県旭市鎌数9445番地１　ラルジュパレス201
債務者　芝田ゆみ子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第３５２号
相模原市緑区寸沢嵐786番地５　第三レイクハイツ103
債務者　児玉　達也
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３９３号
相模原市中央区光が丘１丁目17番14号　サンベルビル201
債務者　桐生なつみ
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１３号
相模原市中央区宮下本町３丁目14番６号　矢掛荘101号
債務者　原　　國廣
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１５号
相模原市中央区宮下本町２丁目32番50号　フォーリアⅠ101
債務者　中村美千代
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２０号
相模原市緑区二本松４丁目１番２号　エステートピア丸山102
債務者　守田五和光
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３１号
相模原市中央区宮下本町３丁目14番６号　矢掛荘101
債務者　小沢　悦子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部